

第2部 個別の意匠登録出願

・部分意匠についての意匠登録出願

< 関連条文 >

意匠法

(定義)

第2条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第8条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

(第2項及び第3項略)

1. 導入の趣旨

従来、意2条の「物品」とは、独立した製品として流通するものと解されていたことから、独立した製品として取引の対象とされず、流通をしない物品の部分に係る意匠は、意匠法の保護対象とはされていなかった。

そのため、一つの意匠に独創的で特徴のある創作部分が複数箇所含まれている場合、物品全体としての意匠権しか取得できないため、それらの一部分が模倣されていても、意匠全体としての模倣が回避されていれば当該意匠の意匠権の効力は及ばない状況にあった。

そこで、これらの点を踏まえ、意2条の意匠を構成する「物品」の定義に「物品の部分」が含まれることを明らかにし、物品の部分に係る形状等について独創性が高く特徴のある創作をした場合は、当該部分を部分意匠として保護することとした。

2. 部分意匠の考え方

部分意匠は、「物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（物品の部分の形態）」であると定義される（意2条1項）。

具体的には、以下のとおりとなる。

- (1) 部分意匠の意匠に係る物品は、意匠法の対象となる物品、すなわち、生産され、市場において流通する有体物であり、それ自体独立して取引の対象となるものであって、別表第一に例示される物品である。

- (2) 物品全体の中で、一定の範囲を占める部分の形態である。
- (3) 当該物品において、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分である。

なお、物品を離れた模様のみは、意匠法上の保護対象とならない。模様を有する意匠を部分意匠として出願する場合も、物品の部分に係る形状と模様の結合として出願しなければならない。

また、「組物の意匠」については、その保護の趣旨・目的が組物全体としての統一ある美感にあるものであることから、物品の部分に係る創作を評価する部分意匠を含む組物の意匠の意匠登録出願は認められない（意2条1項）。

[部分意匠の具体例]

図 1-1 「電気掃除機」



図 1-2 「建物用扉の把手」



図 1-3 「TEEシャツ」
(模様を有する部分意匠の例)



3. 部分意匠の表し方

[部分意匠についての意匠登録出願の具体的イメージ]

部分意匠についての意匠登録出願に際しては、

願書に「部分意匠」の欄を設けて部分意匠についての意匠登録出願である旨を明確にするとともに、
図面において部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を特定し、その特定する方法について「意匠の説明」の欄で説明することが必要となる。

[部分意匠についての意匠登録出願の具体例]

[願書の記載]

1. 部分意匠
2. 意匠に係る物品 手付きコップ
3. 意匠の創作をした者 (省略)
4. 意匠登録出願人 (省略)
5. 代理人 (省略)

6. 添付書類又は添付物件の目録

(1) 図面 1通

(2) 図面の副本 2通

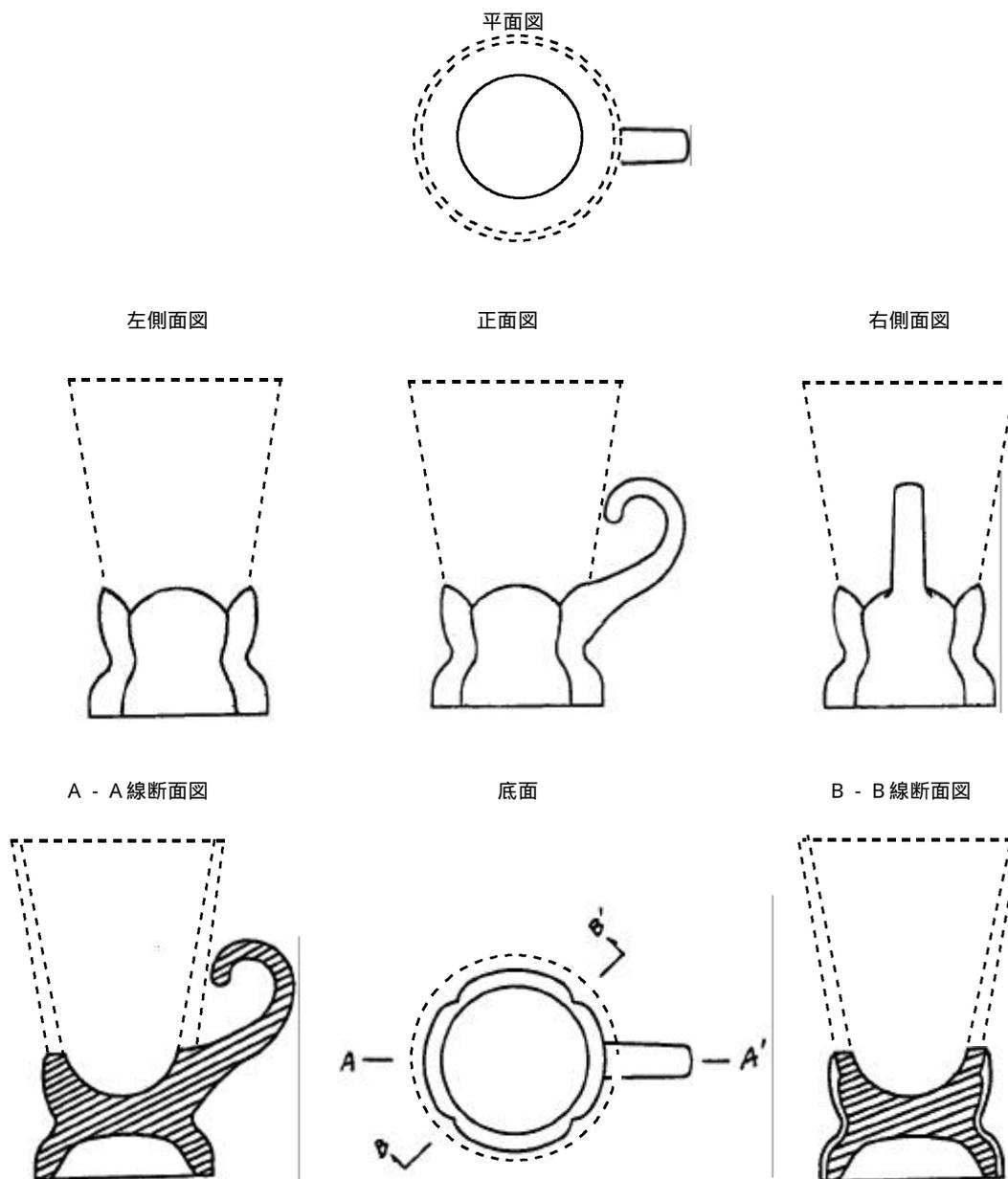
7. 意匠に係る物品の説明

8. 意匠の説明

実線で表された部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

背面図は、正面図と対称に表れるので省略する。

[図面]



3.1 願書の記載事項

3.1.1 部分意匠である旨の表示

部分意匠についての意匠登録出願をする場合は、願書に「部分意

匠」の欄を設けて、部分意匠についての意匠登録出願である旨を表示する。

3.1.2 「意匠に係る物品」の欄の記載

部分意匠の「意匠に係る物品」は、図面、写真、ひな形又は見本に表される当該部分意匠が創作されるベースとなった物品について、従来同様、意7条に定める物品の区分に基づいて願書に記載する。

なお、図面、写真、ひな形又は見本に表される物品と整合していなければならない。

3.1.3 「意匠の説明」の欄の記載

部分意匠として意匠登録を受けようとする部分が図面、写真、ひな形又は見本（以下「図面等」という。）においてどのような方法によって特定されているのかについて、「意匠の説明」の欄に説明を記載しなければならない。

3.2 図面等の表現方法

当該部分意匠が創作されるベースとなった物品の中で、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とそれ以外の部分とが特定されるように明確に示す必要がある。

3.2.1 図面による部分意匠の表現

(1) 部分意匠の図面表現の基本

部分意匠についての意匠登録出願に係る図面においては、例えば、部分意匠が創作されるベースとなった物品の形状について、破線で描くこと等により明らかにするとともに、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を実線で描くことにより、部分意匠として登録を受けようとする部分を明確に表さなければならない。

この場合、創作されるベースとなった部分意匠として意匠登録を受けようとする物品の外観及びその中に当該部分が包含されていることを明らかにするとともに、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分については、その部分に係る図面から、第三者が当該図面とは異なる図面表現によって再現可能な内容（意匠の構成比率を含む。）が開示されていることを要する。

なお、図面に表された部分意匠が創作されるベースとなった物品の外観と願書の「意匠に係る物品」の記載とが整合していなければならない。両者が一致しない場合、意匠が特定できないものであるとして、意3条1項柱書の規定により意匠登録を受けることができない。

(2) 図面における境界の表現

部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とそれ以外の部分の境界が、願書（意匠の説明の欄）及び図面から、例えば、以下のような方法によって明確になっていなければならない。

図面における境界が実線と破線の線の使い分けによってだけでは明確でない場合は、その境界に実線、一点鎖線等による境界線を描くこと等により明確にする。

この場合、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分が、どのような表現により特定されているか（例えば、「実線により囲われた内側が意匠登録を受けようとする部分である。」等）を願書の「意匠の説明」の欄に記載しなければならない。

部分意匠として意匠登録を受けようとする部分にのみ、模様、色彩又は形状を特定するための線、点等を施すことにより境界を明確にする。

この場合、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分が、どのような方法により特定されているか（例えば、「模様・色彩が付された部分が意匠登録を受けようとする部分である。」等）を願書の「意匠の説明」の欄に記載しなければならない。

3.2.2 写真を用いた部分意匠の表現

部分意匠が創作されるベースとなった物品の外観、及びその中に当該部分が包含されていることを明らかにするとともに、意匠登録を受けようとする部分について、その部分に係る写真から、第三者が当該写真とは異なる表現によって再現可能な内容（意匠の構成比率を含む。）が開示されていることを要する。

例えば、見本について、部分意匠の表現方法（3.2.3 参照）により、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を明確にしたものを写真に撮って表すことにより、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とそれ以外の部分を明確に表さなければならない。

この場合、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分が、どのような方法により特定されているかを、願書の「意匠の説明」の欄に記載しなければならない。

3.2.3 ひな形又は見本による部分意匠の表現

ひな形又は見本について、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分以外の部分を例えば黒色又は灰色等で塗りつぶすことにより、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とそれ以外の部分を明確に表さなければならない。

また、願書の「意匠の説明」の欄に、黒色又は灰色等で塗りつぶした

部分が意匠登録を受けようとする部分以外の部分である旨を記載しなければならない。

3.3 図面等における「部分意匠として意匠登録を受けようとする部分以外の部分」の意義

部分意匠に係る図面等において破線によって表された部分等、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分以外の部分は、その物品の中での部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を特定するために不可欠な要素である。

3.4 物品に表される模様を有する部分意匠の表現（以下、正投影図法による正面図のみ掲載。）

物品の中で、他の意匠と対比する際に、対比の対象となり得る部分として表す。

図2「TEEシャツ」
（前身頃部分）



模様が施される部分を境界線で囲んで表す
（この場合、模様が施される地も表している。）

図3-1「TEEシャツ」

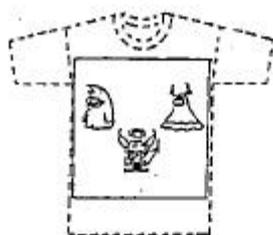
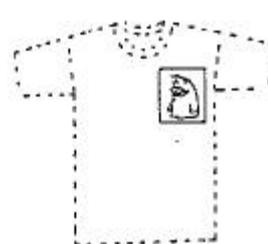
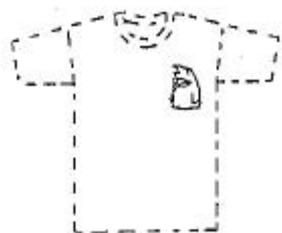


図3-2「TEEシャツ」



模様の外縁を境界線として表す

図4「TEEシャツ」



4. 部分意匠の登録要件

部分意匠として意匠登録出願された意匠が、意匠登録を受けるためには、意3条1項柱書（意2条も含む）の要件を満たすと同時に、新規性（意3条1項）、創作容易性（意3条2項）、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意3条の2）、先願（意9条）及び不登録事由（意5条）の各要件を満たす必要がある。

4.1 部分意匠の成立要件

4.1.1 意2条1項に規定する「意匠」を構成しないものの中で特に部分意匠を構成しないもの

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 物品の部分と認められないもの
模様又は色彩のみを表したもの
物品の形態のシルエットのみを表したもの</p> <p>(2) 他の意匠との対比の対象となり得る部分とは認められないもの</p> <p>(3) 組物の意匠に係る部分意匠</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

上記に該当する場合、意2条1項に規定される物品の部分に係る意匠には該当せず、意匠が特定できないものであるとして、意3条1項柱書の規定により登録を受けることができない。

（説明）

(1) 物品の部分と認められないもの

部分意匠は、意匠法上認められる省令別表第一に掲げる物品の部分についての形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であることを要す。

模様又は色彩のみを表したもの

模様又は色彩のみを表したものは、物品という有体物の形状を伴うものではないので、意匠法上の物品の部分とは認められない（物品に

表される模様を主体とした部分意匠の表現については、3.4 参照)。

[模様のみを表しており、意匠を構成しないと判断される例]

図5「TEEシャツの模様」



物品の形態のシルエットのみを表したもの
物品の形態のシルエットのみを表したものは、一定の範囲を占める部分の具体的形態ではないため、物品の部分とは認められない。
例えば、乗用自動車の側面を投影したシルエットのみの部分意匠。

- (2) 他の意匠との対比の対象となり得る部分とは認められないもの
当該物品において、一定の範囲を占める部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合によるものであっても、他の意匠と対比する際に、対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていないものは、物品の部分に係る意匠を構成するものと認められない。

図6「包装用びん」



- (3) 意8条の組物の意匠に係る部分意匠
組物の意匠に係る部分意匠は意匠登録を受けられない(意2条1項)。

4.1.2 意匠が具体的でないもの

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 部分意匠として意匠登録を受けようとする部分が明確でない場合
(2) 部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の全面が表されていない場合</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------|

上記に該当する場合、意匠登録を受けようとする意匠が具体的に表され

ていないものであるとして意3条1項柱書の規定により登録をすることができない。

(説明)

- (1) 部分意匠として意匠登録を受けようとする部分が明確でない場合。
部分意匠の図面等の表現は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分が特定されるように明確に表さなければならない(「3. 部分意匠の表し方」参照)。
なお、図面等において部分意匠として意匠登録を受けようとする部分がどのように特定されているかについての説明が、願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合は、意匠が具体的でないと認める。
- (2) 部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の全面が表されていない場合
部分意匠に係る図面等における、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分以外の部分は、物品の中での部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を特定するために不可欠な要素である。
したがって、ある投影面について、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分以外のみが表れる場合もあり得るが、その投影面について省略することはできない。

4.2 新規性の要件(意3条1項)

当該部分意匠の出願前に次のものが公然知られている場合、当該部分意匠の出願は、新規性がないものと判断される(部分意匠の同一又は類似については、「6. 部分意匠の類否判断」参照)。

- (1) 当該部分意匠と同一又は類似する部分を有する全体意匠
- (2) 当該部分意匠と同一又は類似する部分を有する部分意匠

4.3 創作容易性の要件(意3条2項)

全体意匠の「創作容易性の要件」に準じる。

4.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外(意3条の2)

部分意匠が、以下に示す先願の意匠の一部と同一又は類似である場合、意3条の2の規定により意匠登録を受けることができない。

なお、先願の意匠登録出願と後願の部分意匠についての意匠登録出願とが、同一人に係る場合であってもこの規定を適用する。

- (1) 当該部分意匠についての意匠登録出願の日前の意匠登録出願に係るものであって、当該部分意匠についての意匠登録出願後に意20条3項の規定により意匠公報に掲載された意匠登録出願の願書の記載及び願書に

添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠。

- (2) 当該部分意匠についての意匠登録出願の日前の意匠登録出願に係るものであって、当該部分意匠についての意匠登録出願後に意 66 条 3 項の規定により意匠公報（同日競願に係る協議不成立・不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）に掲載された意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠。

4.5 先願の要件（意 9 条）

部分意匠についての意匠登録出願に対して、以下の部分意匠についての意匠登録出願は、意 9 条における「先願の地位」を有する。この意 9 条の規定は、同一人に係る出願にも適用する。

- (1) 設定の登録がなされた部分意匠についての意匠登録出願
(2) 同日に出願された同一又は類似する部分意匠について、意 9 条 2 項の規定に該当し、意 9 条 5 項に基づく協議が成立せず又は協議をすることができず、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した部分意匠についての意匠登録出願

4.6 意匠登録を受けることができない部分意匠（意 5 条）

全体意匠の「意匠登録を受けることができない意匠」に準じる。

5 . 一意匠一出願の要件（意 7 条）

5.1 意 7 条に規定する物品の区分によらないもの

物品の区分の後に「の部分」、「の部分意匠」等の語を付したもの

上記に該当する場合、意 7 条に規定する物品の区分（意匠法施行規則第 6 条に規定する別表第一に表された物品の区分）により意匠ごとに出願すべきものとする要件を満たしておらず、意 7 条に違背するものとして拒絶される。

5.2 意匠ごとに出願されていないもの

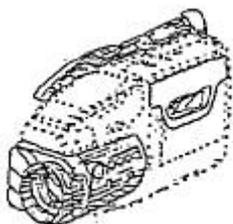
一つの物品の中に、物理的に分離した部分意匠が二以上表示されているもの

上記に該当する場合、意 7 条に規定する意匠ごとの出願の要件を満たしておらず、意 7 条に違背するものとして拒絶される。

なお、二以上の意匠を包含すると認められる場合、意10条の2の規定に基づく出願の分割を行うことができ、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなされる。

[具体例]

図7「ビデオテープレコーダー」



前述のとおり、物理的に分離した物品の部分が二以上図面等に表されている場合には、二以上の意匠が包含されているものに該当し、一意匠として意匠登録を受けることができない。

しかしながら、以下に示す意匠創作上の一体性が認められる場合に限り、一意匠とみなしてその登録を認めることとする。

形態的な一体性が認められるもの

「形態的な一体性」とは、物理的に分離した部分であっても、対称となる、一組となる等の関連性をもって創作されたものをいう。模様については、実線で囲まれた模様が複数表されている場合であっても、全体として一組の模様を構成しているときは、一体性を認める。

[「形態的な一体性が認められるもの」の具体例]

図8-1「腕時計用側」

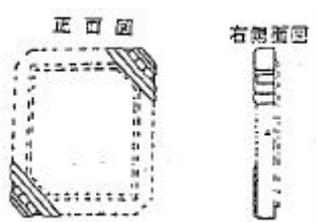


図8-2「TEEシャツ」



機能的な一体性が認められるもの

「機能的な一体性」とは、物理的に分離した部分であっても、全体で一つの機能を果たすことから、一体的に創作される関係にあるものをいう。

[「機能的な一体性が認められるもの」の具体例]

図 9-1 「理髪用はさみ」



図 9-2 「携帯電話」



6 . 部分意匠の類否判断

6.1 部分意匠の認定

部分意匠の認定は、願書の「意匠に係る物品」、「意匠の説明」、「意匠に係る物品の説明」の各記載（「願書の意匠に係る記載」という。）及び願書に添付した図面等の記載（意匠登録を受けようとする部分以外の部分の記載を含む。以下、同じ。）の全体から、以下の各要素に基づいて認定する。

意匠に係る物品

部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の機能・用途

その物品全体の中に占める部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲

部分意匠として意匠登録を受けようとする部分自体の形態

6.2 部分意匠の「同一」と「類似」

6.2.1 部分意匠の「同一」の考え方

部分意匠の同一とは、願書の意匠に係る記載及び図面等から、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて判断した場合、意匠に係る物品、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の機能・用途、その物品全体の中に占める部分意匠として、意匠登録を受けよう

とする部分の位置、大きさ、範囲、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分自体の形態、それぞれの要素が同一であることをいう。

[同一と判断される具体例]

図 10-1 「カメラ」

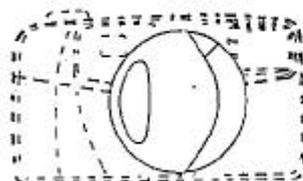
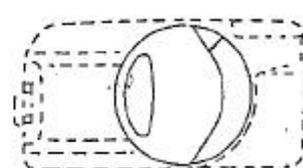


図 10-2 「カメラ」



6.2.2 部分意匠と全体意匠の関係

部分意匠（完成品の部分意匠、部品の部分意匠）の意匠登録出願と全体意匠（完成品の全体意匠、部品の全体意匠）の意匠登録出願は、願書中の意匠に係る物品が同一である場合であっても、意匠登録を受けようとする方法・対象が異なる出願である。

したがって、意匠登録を受けることができる出願間での調整を行う意 9 条及びその例外である意 10 条の適用においては、同一又は類似する意匠とならない。

これに対して、意 3 条、意 3 条の 2 の適用においては、公知意匠・開示意匠との間での判断を行うものであるから、部分意匠の意匠登録出願と全体意匠の意匠登録出願との間でも類否等の判断を行う。

6.3 部分意匠の類否判断の要素

部分意匠の類否判断は、物品において当該部分意匠として意匠登録を受けようとする部分について、以下の要素に基づいて総合的に判断する。

意匠に係る物品

部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の機能・用途

その物品全体の中に占める部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲

部分意匠として意匠登録を受けようとする部分自体の形態

[位置、大きさが共通していると判断される例]

図 11-1 「電気炊飯器」

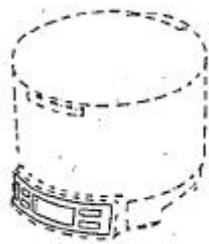
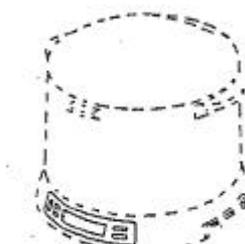


図 11-2 「電気炊飯器」



[位置が異なると判断される例]

図 12-1 「カメラ」

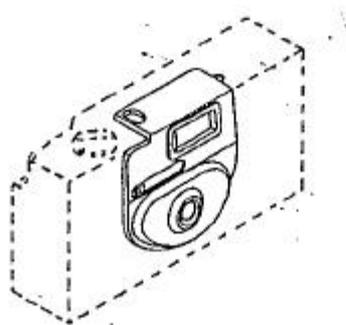
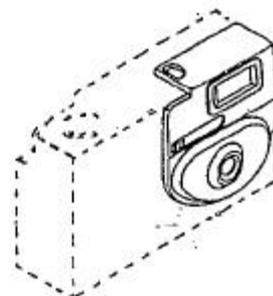


図 12-2 「カメラ」



[位置、大きさが異なると判断される例]

図 13-1 「テレビゲーム機用コントローラ」

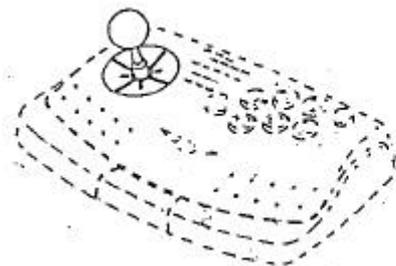
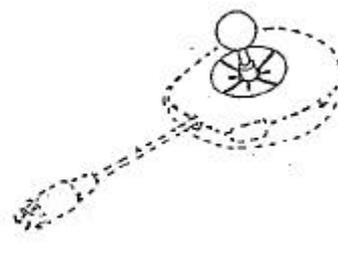


図 13-2 「テレビゲーム機用コントローラ」



6.4 部分意匠の具体的類否判断

6.4.1 意 3 条 1 項 3 号（新規性の判断）における類否判断

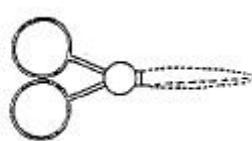
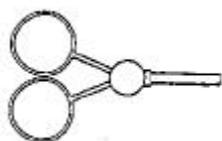
意 3 条 1 項 3 号における類否判断は、前記認定（6.1 参照）を踏まえつつ、当該部分意匠と、公知意匠における当該部分意匠に相当する部分とを対比することにより行う。

- (1) 公知意匠が全体意匠若しくは部分意匠であって、当該部分意匠に相当する部分を含んでいる場合

当該部分意匠と公知意匠の中の「当該部分意匠に相当する部分」を対比する。公知意匠のうちの当該部分意匠に相当する部分以外の形態については、対比において具体的な形態を表すものではないとして取扱い、差異点となる部分に評価すべき構成要素がない場合に、部分意匠は公知意匠の一部と類似し、当該部分意匠についての意匠登録出願は、登録を受けることができない。

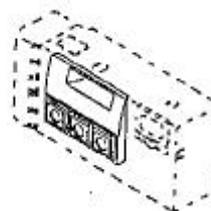
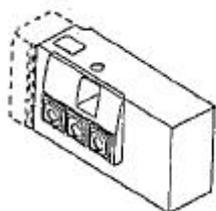
[公知意匠が当該部分意匠に相当する部分を含んでいる例]

図 14-1 「はさみ」 (公知意匠) 図 14-2 「はさみ」 (出願意匠)



[公知の部分意匠が当該部分意匠に相当する部分を含んでいる例]

図 15-1 「カメラ」 (公知意匠) 図 15-2 「カメラ」 (出願意匠)

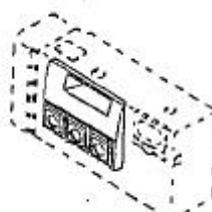
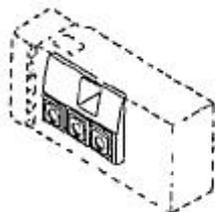


(2) 公知となった部分意匠が当該部分意匠と同等な場合

当該部分意匠と、公知意匠のうちの当該部分意匠に相当する部分とを直接対比し、差異点となる部分に評価すべき構成要素がない場合に両意匠は類似し、当該部分意匠についての意匠登録出願は、登録を受けることができない。

[部分意匠に相当する部分が同等の例]

図 16-1 「カメラ」 (公知意匠) 図 16-2 「カメラ」 (出願意匠)



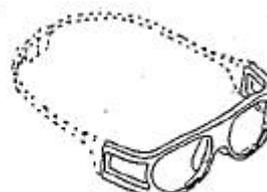
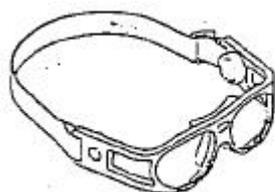
6.4.2 意 3 条の 2 (先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外) における類否判断

意 3 条の 2 における類否判断は、前記認定 (6.1 参照) を踏まえつつ、当該部分意匠と先願の開示意匠とを対比することにより行う。具体的には、前記、6.4.1 意 3 条 1 項 3 号の類否判断の(1)の場合に準ずる。

[先願の意匠の一部と類似する部分意匠の例]

図 17-1 「ゴーグル」 (先願)

図 17-2 「ゴーグル」 (後願)



6.4.3 意 9 条及び 10 条 (先後願及び関連意匠) における部分意匠相互間の類否判断

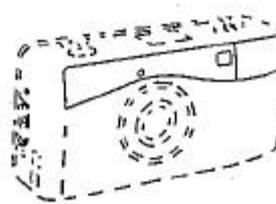
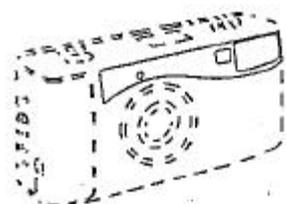
意 9 条及び意 10 条における類否判断は、部分意匠同士を対比することにより行う。

兩部分意匠を対比し、差異点となる部分に評価すべき構成要素がない場合、兩意匠は類似する。

[部分意匠に相当する部分が同等の例]

図 18-1 「カメラ」

図 18-2 「カメラ」



7 . 部分意匠に関する関連意匠の取扱い

- (1) 部分意匠と部分意匠とであって、関連意匠の登録の要件を満たす出願については、関連意匠として意匠登録を受けることができる。
- (2) 全体意匠 (完成品の全体意匠、部品の全体意匠) の意匠登録出願と部分意匠 (完成品の部分意匠、部品の部分意匠) の意匠登録出願とは、意匠登録を受けようとする方法・対象が異なるものであることから、意匠は類似するものとならず、これらの間の意匠についてなされた関連意匠の出願は、関連意匠として意匠登録を受けることができない。

8 . 部分意匠についての意匠登録出願に関する要旨の変更の取扱い

8.1 部分意匠に関する要旨の変更の判断対象

部分意匠の認定は、願書の「意匠の説明」の欄の記載及び図面等の記載（意匠登録を受けようとする部分以外の部分の記載を含む。）全体から、意匠に係る物品、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の機能・用途、その物品全体の中に占める部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分自体の形態によって行われる（6.1 参照）こと及び意9条の2の規定から、部分意匠に関する要旨の変更の判断対象となるものは、以下のものである。

(i) 願書面の「部分意匠」の欄の表示

(ii) 願書面の「意匠に係る物品」の欄の記載

(iii) 部分意匠に関する願書の「意匠の説明」の欄の記載

具体的には、図面等における部分意匠を受けようとする部分とそれ以外の部分を特定する方法に関する説明、等。

() 図面等における部分意匠の具体的な表現

具体的には、図面等における部分意匠として意匠登録を受けようとする部分以外の部分の記載、図面等の部分意匠として意匠登録を受けようとする部分以外の部分の記載により表されるその物品全体の中に占める当該部分の位置、大きさ、範囲、等。

8.2 部分意匠に関する要旨の変更の判断

部分意匠についての意匠登録出願にも、要旨の変更に関する一般通則（意匠審査便覧 31.01）が適用され、前記(i)から()を変更する補正が、その記載の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に推定することができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合は、要旨を変更するものと認められ、その補正は却下される。

なお、当該意匠登録出願に「部分意匠」の欄の表示がない場合であって、願書の「意匠の説明」の欄の記載及び図面等の具体的な表現によって当該出願が部分意匠に関するものであることが明らかな場合に、願書に「部分意匠」の欄の表示を加える補正は、要旨を変更しないものと認める。

9 . 部分意匠についての意匠登録出願に関する分割の取扱い

9.1 意匠ごとに出願されていない部分意匠の分割

願書及び図面等の記載から判断して、意匠創作上の一体性が認められない、物理的に分離した物品の部分が二以上包含されていると認められるものは、意匠ごとに出願されていないものであり、手続上の誤りとして、意7条の要件を満たさないものと取扱う（「5.2 意匠ごとに出願されていないもの」参照）。

この場合、意10条の2の規定に基づく出願の分割を行うことができ、新たな意匠登録出願は、もとの意匠登録出願の時にしたものとみなされる（意匠審査便覧 17.01 参照）。

9.2 一意匠として認められる意匠登録出願を一又は二以上の部分意匠の意匠登録出願とする分割

一意匠として認められる意匠登録出願を一又は二以上の新たな部分意匠に分割した場合は、分割のあった時を新たな意匠登録出願の出願日として取扱う（意匠審査便覧 17.16 参照）。

10 . 部分意匠についての意匠登録出願の審査資料としての取扱い

10.1 意3条1項での取扱い

部分意匠として意匠登録を受けようとする部分以外の部分（例えば、図面においては破線部。）を含めた意匠公報に掲載された出願の意匠の記載全体について、意匠公報発行後は通常の公知資料と同様に取扱う。

10.2 意3条の2での取扱い

意匠公報に掲載された出願の意匠について、部分意匠として意匠登録出願を受けようとする部分以外の部分を含めた出願の意匠の記載全体を、意3条1項での取扱いと同様に取扱う。

10.3 意9条での取扱い

意9条は、意匠登録を受けようとする意匠同士を対比することから、部分意匠についての意匠登録出願における図面等の記載に関して、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分以外の部分を含めて他の意匠と対比することは行わない。

11 . 部分意匠についての意匠登録出願についての意4条（新規性の喪失の例外）の規定の適用に関する取扱い

当該部分意匠と、意匠に係る物品、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の機能・用途、その物品全体の中に占める部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分自体の形態、それぞれの要素が同一となる部分意匠が表されている意匠の公知事実をもって、当該部分意匠についての意匠登録出願について、意4条に規定する新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができる。

12 . パリ条約による優先権主張等を伴う部分意匠についての意匠登録出願の取扱い

12.1 優先権の主張が認められる場合

我が国への意匠登録出願の部分意匠とそれに対応する優先権の主張の基礎となる第一国の出願の部分意匠とが同一の場合、優先権の主張を認める（意匠審査便覧 15.07 参照）。

この場合の意匠の同一とは、一般の場合と同様に、願書の意匠に係る記載及び図面等から、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて判断した場合、意匠に係る物品、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の機能・用途、その物品全体の中に占める部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分自体の形態、それぞれの要素が同一であることをいう。

12.2 優先権の主張が認められない場合

以下に該当する場合は、優先権の主張は認められない。

- (1) 第一国出願が全体意匠に係るものであって、我が国への出願がその全体意匠の一部である部分意匠に係るものである場合
- (2) 第一国出願が部分意匠に係るものであって、我が国の出願の部分意匠として意匠登録を受けようとする部分に、第一国出願にない内容が付加されている場合
- (3) 第一国出願が部分意匠に係る複数の出願であって、我が国への出願がそれらを組み合わせた意匠登録出願である場合